

◎東俊昭企画振興部長

コミュニティセンターへの移行に際しての疑問点や課題についての御質問にお答えをいたします。

初めに、コミュニティセンターと地域コミュニティ組織の関係についてであります。

市が設置することになるコミュニティセンターは、地域コミュニティ組織の活動拠点であり、地域コミュニティ組織は生涯学習活動及び地域づくり活動を推進する地区団体であります。また、コミュニティセンターの職員は、地域コミュニティ組織の事務局を担っていただくことを予定しており、協働のまちづくりを行政と共に推進する、そういった関係になります。

次に、コミュニティセンターに将来、市役所の補助的な業務が課せられるのかについてであります。

先ほど申し上げましたとおり、コミュニティセンターは地域コミュニティ組織の活動拠点として、生涯学習活動及び地域づくり活動を推進するところであり、市の補助的な業務を行っていただくことは考えておりません。

次に、地域予算交付制度は、具体的にどのようなのかについてであります。

昨日、谷議員の質問にも答弁をさせていただきましたが、令和6年度からの地域コミュニティ組織の活動を支援する交付金につきましては、1組織当たり年間の上限を50万円として交付しております地域コミュニティ活動支援補助金に生涯学習課所管の公民館活動事業費などを加えることで協議をしております。現在の事業費の水準は確保いたしたいというふうに考えております。

次に、センター長をどのように決めるのか。また、選定にあたり、従来どおりの地域の意思は反映されるのかについてであります。

現在の公民館長は、公民館運営審議会が推薦をしておりますけれども、今後は地域住民主体で形成する地域コミュニティ組織が地域の意見を取りまとめて、センター長を選んであらうというふうに考えております。

次に、公民館の運営審議会はどのようなのかについてであります。

公民館のコミュニティセンターへの移行に伴い、公民館運営審議会はその役割を終えることとなります。これまで、公民館における各種事業の企画実施について審議する役割は、引き続き地域コミュニティ組織が担い、住民の相互交流による地域づくりを通じたさらなる住民自治の推進が図られるものというふうに考えております。

次に、センター長及びセンター職員の応募、募集、採用の手続についてであります。

これまでどおり、地域から推薦していただくなど、基本的には大きく変わらない手続となるよう現在協議をしているところであり、誰もが将来にわたって安全で安心なまちづくりの実現を目指し、令和6年4月からの一斉スタートが円滑にできるように、速やかに細部の調整を図ることといたしております。

今後、また内容が整い次第、御説明をしたいと思いますので、よろしくお願
いいたします。

以上でございます。